

募集



**パートタイム会計年度任用職員
(児童クラブ支援員)募集**

業務内容 児童クラブ事業運営全般、
または補助

賃金 市の規定に基づき支給(通勤
手当は距離に応じて支給)

勤務地 市内の児童クラブ

勤務時間 午後2時30分～7時(土
曜日、学校長期休業日等は午前7
時30分から午後7時まで交代制)

勤務時間応相談。

応募資格 保育士、幼稚園・小学校
教諭などの資格を有する方

子育て支援に熱意と理解のある方
週2日から5日働くことができる
方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
の写し、健康診断書(後日でも可)

提出先 基目寺北児童館
※書類提出後、面接のうえ決定しま
す。

問合せ先 基目寺北児童館

☎445・1367

FAX 445・0346

税



**個人事業税第2期分の納付をお忘
れなく**

個人事業税の第2期分の納期限は
11月30日(水)です。

第2期分の納付書は、8月にお送
りした納税通知書に同封しておりま
すので、次のいずれかの方法で納付
してください。なお、納付書を紛失さ
れた方は管轄の県税事務所へお問い
合わせください。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、MMK設
置店

・Pay-easy(ペイジー)に対
応したインターネットバンキング

またはATM

・インターネット環境でのレジッ
トカードによる納付(コンビニ等
の窓口ではご利用いただけませ
ん)

・スマートフォン決済アプリ(Pa
yPay、LINE Pay及びP
ayB)による納付(コンビニ等
の窓口ではご利用いただけませ
ん)

※コンビニエンスストア、MMK設

置店、スマートフォン決済アプリ
による納付については、納付書の
納付金額が30万円以下のものに限
ります。

その他 領収証書が必要な方は、金
融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓
口、県税事務所の窓口またはコン
ビエンスストア、MMK設置店
で納付してください。

また、納付には便利で安全な□
座振替の制度もあります。ご希望
の方は□座を開設している金融機
関の窓口で手続をしてください。

なお、令和4年度から□座振替
により納税いただいた方への領収
証書の送付を取りやめました。

問合せ先 西尾張県税事務所 課税第
一課 県民税・事業税第二グルー
プ

☎0586・45・3169

Web <https://www.pref.aichi.jp/so>

shiki/zeimu/



**固定資産(償却資産)の簡易申告の
ご案内**

市では、前年度の申告内容で償却
資産の課税標準額の合計額が150
万円未満のため免税になると見込ま

れる方へ、償却資産申告書に代えて
往復はがきによる簡易申告書を11月
上旬に郵送します。

ただし、往復はがきによる簡易申
告書を提出された場合でも、資産の
増減がある場合は、再度、償却資産申
告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式
ウェブサイトでダウンロードでき
ます。

問合せ先 税務課固定資産税係

☎444・0509

FAX 445・3856

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>



福祉



手当支給日のご案内

11月は、特別障害者手当・障害児福
祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶
養手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のと
おりですのでご確認ください。

11月10日(木)

・特別障害者手当

・障害児福祉手当
・経過福祉手当
11月11日(金)

・特別児童扶養手当

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

令和4年度シニアいきいきアンケート集計結果(7月28日時点)

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に、心身の機能低下を早期に発見するために「シニアいきいきアンケート」を送付し、皆様に返信のご協力をいただいています。

14,947人に通知した結果、82.4%のご回答をいただきました。そのうち3,829人が要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある方と判定されました。アンケートの結果により、専門職による訪問相談等をさせていただく場合があります。

集計結果の詳細については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センター」を「参照ください」。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/tukushi/1002215/10>

05883.html



問合先 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

☎444・3159

FAX 443・3555

保険・年金



年金相談「相談無料・事前予約制」年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は「予約制」となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 11月22日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時

定員 20人(事前予約制)

相談時間 1人20分まで

場所 甚目寺庁舎 相談室A・B

予約受付期間 11月1日(火)～11日(金)

(土・日曜・祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分

予約方法 保険医療課(甚目寺庁舎)

窓口または電話

問合先 保険医療課

☎444・3168
FAX 443・3555

人権



性暴力を、なくそう！

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

市でも、この運動の一環として、パネル展示とパネル・ライトアップを実施します。「性暴力を、なくそう」「性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください。」というメッセージです。ぜひご覧ください。

期間 11月11日(金)～25日(金)

場所 ①甚目寺庁舎1階玄関ロビー(パネル展「これって性暴力?」)
②リバーサイドガーデン内ガーデンブリッジ(パネルライトアップ)

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 441・8330

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施について

DV・セクハラ・ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。

す。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

実施期間 11月18日(金)～24日(木)

午前8時30分～午後7時

※11月19日(土)・20日(日)・23日(水・祝)

は午前10時から午後5時までです。

相談専用電話(女性の権利ホットライン)

☎0570・070・810

問合先 名古屋法務局人権擁護部

☎952・8111

SNS(LINE)による人権相談

差別・いじめ・DV・ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷など人権に関する困りごとについて、LINEじんけん相談をご利用ください。

相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

相談方法 検索IDまたは二次元コードから公式アカウント「SNS人権相談」を友達登録してご相談ください。

アカウント名「SNS人権相談」

検索ID: @sns.jinkensoudan



実施機関 名古屋法務局・愛知県人

権擁護委員連合会

問合先 名古屋法務局人権擁護部

☎ 052・8111

Web <https://www.moj.go.jp/JINK>

EN/jinken03_00034.html



まちをきれいに

市内各地域に設置のごみ集積所は、収集日時を守らずにごみを出したり、ごみの出し方が粗雑になっていたりすると、動物(カラス等)に荒らされ、集積所が汚損する原因となってしまう。まちの景観を損ねるのみならず、交通の妨げにまでなってしまうこともあります。

市民の皆さんの少しの心づかいで、自分たちの暮らす街並みをきれいに保ちませんか？

複数のご家庭が共同でごみを出す集積所に限り、市からカラスよけネットを無償で貸し出しています。ただし、集合住宅用には貸出し不可のため、管理会社等へおたずねください。

貸し出しを希望される場合は、環境衛生課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンターいずれかの窓口

までご来庁ください。

問合先 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 443・3555

野焼き(ごみの焼却)はやめましょう

家庭や事業で発生するごみを正規の焼却炉を使わないで、ドラム缶や簡易な焼却炉またはごみをそのままで燃やすいわゆる「野焼き」は、一部の例外を除いて、法律で原則禁止されています。

野焼きをしている方へ、「自分一人ぐらいなら、どうせ大したことはないだろう」などと思われてはいませんか？

野焼きはごみの種類により、黒煙とともに悪臭も発生してしまう場合があります。近隣の迷惑となってしまう。そればかりではなく、焼却の方法により「ダイオキシン」など有害物質の発生のおそれもあります。

家庭や事業で発生するごみは決して燃やさないで、家庭系・事業系それぞれのごみの分別と出し方のルールを守り、出してください。

市民一人ひとりの心配りで、大切な自然環境を守りましょう。

問合先 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 443・3555

防災

海部地方防災ボランティアコー ディネーター養成講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の養成講座を開催します。

日時

令和5年1月29日(日)

午前9時30分～午後3時50分

令和5年2月5日(日)

午前9時30分～午後3時40分

場所

津島市生涯学習センター 小ホール

☎ 0567・241187

対象(次の全てに該当する方)

① 満15歳以上の方(18歳未満の方は、保護者の同意が必要です)

② 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡に在住、または在勤もしくは在学の方

③ 講座終了後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員

40人程度(応募者多数の場合は抽選)

内容(予定)

災害ボランティアセンター設置・運営、ボランティアコーディネーターの役割、被災者への対応、ボランティアへの対応、ボランティアセンター運用体験など

受講料

無料(交通費及び昼食等は自己負担)

申込期限 12月2日(金)

申込先

安全安心課

☎ 444・0862

あま市社会福祉協議会

☎ 443・4291

窓口または電話でお申し込みください。

問合先 安全安心課

☎ 444・0862

FAX 441・8330

消防

令和4年秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災を未然に防止するため、家庭でも防火の重要性を認識し、日常生活における防火対策を実践しましょう。

「住宅防火いのちを守る7つのポイント」

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火

災を防ぐために、防災品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。

・お年寄りや身体の不自由な方を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

※期間中は防火意識の高揚を図るため、午後7時から消防団分団車庫等でサイレンの吹鳴を行いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。(サイレン30秒吹鳴↓6秒休みを3回繰り返しします)

問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

交通安全

令和4年中交通事故死亡者数

地 域	死者数
愛知県	87人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

令和4年8月末現在

問合せ 安全安心課

☎444・0862 FAX441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.76

名称 新居屋大日
場所 新居屋大日

この横断歩道は小学校の付近にあり、毎朝、通学団はこの横断歩道を南側から北側へ渡る。朝は地域の人が自動車を止め、児童の安全を保つてくれている。しかし、下校時は児童だけでなく、通勤量が多い。一直線であり、スピードも出しやすい。通勤車のドライバーは先を急いでいるだろうが、学校の近くにある横断歩道は児童が利用するということを念頭に置いた運転が必要だ。(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)

問合せ 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

防犯

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和4年8月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	7件	+5件
乗物盗 (自動車盗など)	13件	+5件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	8件	+2件
計	28件	+12件

問合せ 安全安心課

☎444・0862 FAX441・8330

その他



愛知県内一斉ノー残業デー

「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」(事務局:県では、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月16日(水)は、効率的に仕事を進め定時に退社し、趣味や家族との団らんなどの時間をお過ごしください。

問合せ

愛知県労働福祉課

☎954・6360

商工観光課

☎441・7118

FAX 441・83387

Web <https://famiture.pref.aichi.jp/aichi-wlbaction/>

わかもの就職相談

津島地域若者サポートステーション(いちのみや若者サポートステーション)では「働くこと」に悩みを抱える若者やその家族を対象に、職業的自立に向けての支援を行っています。就職に関して、不安なこと分からないことがあったら気軽に「ご相談ください」。

○電話相談 津島地域若者サポートステーション

☎0567・69・4301

日時 毎週火曜日から土曜日まで

午前10時から午後5時まで

○出張相談(要事前予約)

日時 毎月第3木曜日

午後1時から5時まで(1人50分以内)

場所 本庁舎3階相談室

場 津島地域若者サポートステーション

申込・問合先

津島地域若者サポートステーション

☎0567・69・4301

商工観光課

☎441・7118

FAX 441・83387



Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/1002574/1008035.html>

tml

愛知県最低賃金は、10月1日から時間額「986円」に改定されました(従来955円から31円アップ)

最低賃金は県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額986円と比較します。

詳しくは、津島労働基準監督署へお問い合わせください。

問合先 津島労働基準監督署

☎0567・26・4155

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/kyuuzin/1003892.html>

003892.html



12月議会定例会日程(予定)

期 日	日 程
11月25日(金)	開会、議案説明
12月 6日(火)	一般質問、議案質疑
12月 7日(水)	一般質問、議案質疑
12月13日(火)	総務文教委員会
12月14日(水)	厚生委員会
12月15日(木)	建設産業委員会
12月21日(水)	討論・採決、閉会

開議時間 午前10時

※議会の傍聴を希望される方は、会議当日に、甚目寺庁舎3階の議会事務局受付までお越しください。

※会議の日程は変更となる場合があります。

問合先 議会事務局 ☎444・3174 FAX444・4055

